

令和 3 年 6 月 1 日
教育振興部生涯学習課

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第 8 条の規定に基づき、本県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めようとするものです。

1. 経 緯

- 平成 31 年 1 月 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」発効
- 令和 元年 6 月 「読書バリアフリー法」の公布・施行
- 令和 2 年 7 月 国が「読書バリアフリー基本計画」を策定

2. 「読書バリアフリー法」の概要

(1) 目 的 (法第 1 条)

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

(2) 基本理念 (法第 3 条)

視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の普及、量的拡充、質の向上

(3) 責 務

①国の責務 (法第 4 条)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施する。

②地方公共団体の責務 (法第 5 条)

国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定・実施する。

3. 千葉県の「読書バリアフリー推進計画」で定めようとする事項

国の基本計画を勘案し、読書環境の整備状況等を踏まえ、推進計画を定めるよう努める (法第 8 条)

- ①視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備 (法第 9 条)
- ②インターネットによるサービス提供体制強化 (法第 10 条)
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作支援 (法第 11 条)
- ④端末機器の情報入手支援、情報通信技術の習得支援 (法第 14 条、第 15 条)
- ⑤製作人材・図書館サービス人材の育成 (法第 17 条) 等

4. 計画作成の体制等及び今後の予定

(1) 体 制 等 別紙 1 のとおり

(2) 今後の予定

- 令和 3 年 6 月 庁内検討会を設置 (以後策定まで継続的に開催)
生涯学習審議会に推進部会を設置 (以後策定まで継続的に開催)
- 令和 3 年 11 月 教育委員から意見聴取、パブリックコメント実施
- 令和 4 年 2 月 教育委員会会議に付議